

●香川県告示第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成19年5月29日
- 3 指定道路の位置 綾歌郡綾川町陶字宮前4033-20、4033-21、4033-33、4033-36及び4033-39
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.03メートル
延長 32.11メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。